鉛製水道管（給水管）取換工事のご検討を

昭和60年以前に建築された建物には、鉛製水道管（給水管）が使用されている事があります。鉛製水道管は、健康への影響や水道漏水のおそれがあります。

上下水道局では、水道メーターまでの鉛製水道管の取替工事を実施していますが、水道メーター以降の水道管の工事は、個人で費用を負担していただくことになるため、取替工事の検討をお願いしています。

ご自宅で使用されている水道管の調査も行いますので、希望者はお問い合せください。

問 水道工務課
（☎0848−37−9301）

令和4年度市・県民税納税通知書の発送と納期限

市・県民税納税通知書は、6月中旬に発送します。

■納期限（個人納付）
第１期　６月30日㈭
第２期　８月31日㈬
第３期　10月31日㈪
第４期　１月31日㈫

問 市民税課（☎0848−38−9154）
因島瀬戸田市民税係
（☎0845−26−6227）

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

日 6月26日㈰ 8：30～12：00
対 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付案内が届いた人
場 本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の４日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
持 • マイナンバーカード交付通知書兼照会書（交付案内に同封）
• 本人確認書類（交付案内参照）
• 通知カード（回収します）
• 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ回収します）
問 市民課（☎0848−38−9166）

国保を脱退するには手続（届出）が必要です

国民健康保険に加入している人が職場の健康保険に加入する場合は、国民健康保険を脱退する手続（届出）が必要です。保険年金課か各支所で手続きをしてください。

郵送による手続きを希望する人は、市HPの「郵送による国保の脱退手続について」を参照のうえ、必要書類を郵送してください。

また、新たに加入した健康保険の資格取得日以降は、国民健康保険の保険証は使用できません。誤って使用してしまうと、尾道市へ国保が負担した医療費（7割分など）を返金していただくことになりますのでご注意ください。

手続きに必要なもの
• 国民健康保険証と職場の健康保険証（両方）
• 世帯主と国保を脱退する人のマイナンバーカード等
• 来庁者の本人確認書類（免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点）

問 保険年金課（☎0848−38−9142）

国民健康保険料口座振替キャンペーン実施中

口座振替率の底上げを図るため、広島県内統一で実施しているキャンペーンです。

口座振替を利用していない世帯主の人は、この機会に、ぜひ口座振替の登録をお願いします。

キャンペーン期間　2月2日㈬～令和5年1月31日㈫

対 次のすべてを満たす国保の世帯主
①キャンペーン期間中に新たに口座振替の登録を行っている
②令和5年1月31日時点で被保険者の資格がある（人が世帯にいる）
③納期が到来している保険料について未納がない
※自動エントリーのため、キャンペーンへの申込は不要です。
内 対象者から抽選で、広島県産品（3,000円）、QUOカード（3,000円）が当たります。
※当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。（令和5年2月下旬以降順次発送予定）

口座振替の新規登録は、市内の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、市役所収納課、各支所（御調保健福祉センターを含む）で申し込みできます。

問 **キャンペーンについて**　保険年金課（☎0848−38−9107）
口座振替・納付について　収納課（☎0848−38−9172）

井戸水を飲用している皆さんへ

○井戸は、その周辺を清潔にして、水が汚染されないようにしましょう。
○味や色に異常を感じた時は、すぐに飲むのをやめてください。
○井戸水は定期的に水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。
※御調地域ではフッ素が、原田地域ではヒ素が多いことがあります。（地質由来）
※田畑の近くでは、肥料の影響により窒素が高くなることがあります。
○基準を超えた井戸水は、飲まないでください。
○水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けることができます。
※詳しくはお問い合わせください。
問 環境政策課（☎0848−38−9434）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日 日時・期間　場 場所　対 対象　内 内容　定 定員　料 料金　持 持参物　締 締切
申 申込方法・申込先　問 問い合わせ先　☎ 電話　FAX ファクス　✉ 電子メール　HP ホームページ

マイキープラットフォームのメンテナンスのお知らせ

システムメンテナンスのため、期間中、マイナポイントの予約・申込等、マイキープラットフォームの全メニューが利用できません。

日 6月25日㈯～30日㈭ 午前中
※終了時間は未定。
※本庁市民課、各支所でのマイナポイント予約・申込支援も行うことができませんので、ご注意ください。
問 情報システム課
（☎0848−38−9308）
市民課（☎0848−38−9166）

公金受取口座の登録を支援します

公金受取口座登録制度とは、給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめ国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

公金受取口座登録は、ご自身のスマートフォンやパソコンを使ってマイナポータルから登録することができます。

登録の支援窓口を設置していますので、ご利用ください。

時間　8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
場 本庁市民課、各支所窓口（浦崎・百島支所を除く）
持 • マイナンバーカード
• 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字４ケタ）
• 預貯金通帳等（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義がわかるもの）
※登録する本人と異なる名義の口座を登録することはできません。
※マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録も引き続き支援しています。
※公金受取口座登録・健康保険証としての利用登録をされた人の、マイナポイント第２弾の申込開始日は、6月30日㈭です。（予定）詳細がわかり次第、市HP等でお知らせします。

問い合わせ先
●公金受取口座登録制度に関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120−95−0178）
※音声ガイダンスに従い「6番：公金受取口座登録制度」を選択してください。
情報システム課（☎0848−38−9308）
●申込み支援窓口に関すること
市民課（☎0848−38−9166）

無料でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

窓口で写真を撮影して、インターネットからの申請を代わりに行います。
※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
場 本庁市民課、各支所（浦崎・百島支所を除く）
時間　9：00～16：00（土・日・祝日を除く）
対 次のすべてに当てはまる人
• 尾道市に住民票がある
• マイナンバーカードを持っていない
• 申請時と受取時に本人が窓口に来ることができる
• 申請後２カ月以内に転出する予定がない
持 本人確認書類（運転免許証・保険証など）
マイナンバーカード交付申請書（お持ちの人のみ）

※申請からマイナンバーカードの受取までは1カ月以上かかります。

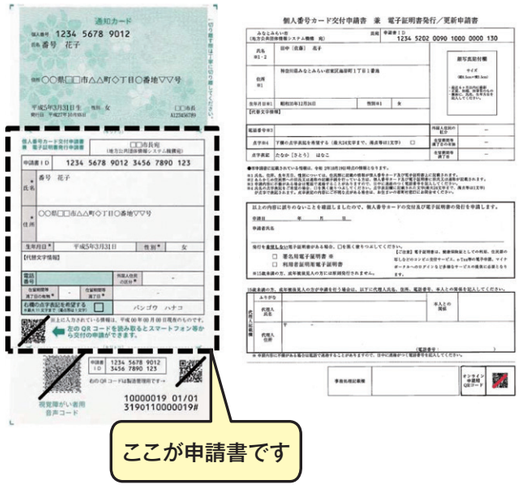

問 市民課（☎0848−38−9166）
因島総合支所市民生活課（☎0845−26−6208）
御調支所まちおこし課（☎0848−76−2111）
向島支所しまおこし課（☎0848−44−0110）
瀬戸田支所住民福祉課（☎0845−27−2211）

個人番号カード交付申請書は2種類あります。どちらでも使えます。